

近世後期肥後国天草郡の見分・廻村と宗門改

東 昇

はじめに

本稿では、近世後期の村において武士・役人と百姓・村人が接触する場といえる見分・廻村について、その実態をあきらかにする。特に毎年、ほぼ全村人が役人と接触する宗門改について詳細に検討し、それらの意義を考えてみたい。対象とするのは一八世紀末から一九世紀前期にあたる寛政・享和・文化期、幕府領の肥後国天草郡、高浜村を中心とした地域である⁽¹⁾。

近世社会は兵農分離政策において、武士の動員可能な体制、武士階層が百姓層と直接的な関係を結ばないという理由で、武士は城下町などに集住させられた⁽²⁾。しかし、地方知行制をとる藩や代官所などの地域拠点では、より村に近い場所で百姓と接触する機会が多い。それ以上に、武士身分である役人が目的を持って、領民である百姓・村人の住む村へ赴く見分・廻村は、武士・役人と村人双方にとってどのような意味があるのか。各見分・廻村と特に毎年定期的に行われる宗門改を対象とする。

武士・役人の見分・廻村については、巡見使・検見・普請・土砂留・盗賊改など様々な目的により実施されていたことがあきらかにされて

いる⁽³⁾。今回対象とする寛政期との関連では、筑紫敏夫氏が寛政四年（二七九二）にはじまる幕府の房総廻村について、ラクスマン来航を契機に実施され、「地域社会」を掌握するという幕府の方針が成立したとする⁽⁴⁾。その後、寛政一〇年以降の関東郡代の「地域社会」把握の見分と、文化四年（一八〇七）から海防施設設置の先駆けと位置づけており、寛政改革期における地域社会を把握する見分という視点に学ぶことは多い。

一方、天草郡の宗門改、踏絵制度については、すでに安高啓明氏によって詳細な研究が行われている⁽⁵⁾。特に宗門改は、砥岐組大庄屋藤田家文書に基づきを文政期から幕末の事例を中心に詳述されている。そのなかで絵踏と麦作見分・貯糶改、廻船改など他業務と併せて実施したこと、大庄屋が付き添う慣例であり重要な行政手続きと認識されていたことなど、本稿に関して重要な指摘が多い。天草郡の代官所役人の廻村については、天草の木山家文書の触に登場する宗門改、麦作見分、御目附廻村、島原藩主・長崎代官巡見に分けて検討した平田豊弘氏の分析がある⁽⁶⁾。平田氏は文化一〇年以降、秋作見分の触がみえないこと、島原藩預時代は過剰とも思えるほど廻村したが、長崎代官

支配以降、支配体制が強化され実務的な廻村へ改革されたと位置づける。これらの研究から、改めて役人の見分・廻村、毎年村人全員に実施された宗門改の実態を把握し、その意義について考えてみたい。

1 役人の見分と廻村

まず、役人の見分・廻村の実態をあきらかにするため、当該期に天草郡高浜村庄屋を勤めた上田宜珍（源作）の日記、御用書留帳を用いる。⁷⁾ これらの史料をみると、天草郡における役人の見分・廻村には、①宗門改や麦作・田方・秋作など作物の生育確認などの定期的なもの、②火事・闕所（裁許）・海防（荒尾峠・備場）・皿山・普請・荒地などの臨時的なもの、③牛深や崎津など他村往復の際の通過時、がある。そして、平田豊弘氏が指摘するように見分の実施が多い島原藩預期に集中している。このなかで①の定期的な見分を中心にみていく。

1-1 麦作・田方・秋作見分と浦上崩

まず、定期的なものとして、各村の田畑の稲・麦などの作物生育状況を把握するため、麦作・田方・秋作の見分が行われた。麦作は四・五月、田方と秋作は同一内容であり八月に実施される。木山家文書の触留では、麦作は天明八〇文化一〇年（一七八八〇一八一三）、田方・秋作は寛政二〇文化九年（一七九〇〇一八一二）にみられ、いずれも平田氏が指摘したように島原藩預期に限定された見分といえる。⁸⁾ また、麦作は寛政一三年より宗門改と兼帯となった。⁹⁾ 見分は、役人による作物生育状況の質問に対して、各村の庄屋等が回答するもので、

高浜村分はつぎのようにまとめることができる。

① 麦作

・寛政三年五月二日 麦作方御尋二付、四歩通卜申上候、田方追々植付苗立も宜

・文化五年四月四日 当年麦作五歩余と申上候由、外村々も同断

・文化六年四月一〇日 崎津今富大江小田床麦作五分位、高浜六分通りと年寄中へ

・文化七年四月一〇日 麦作七歩通

・文化九年四月七日 麦作五分ノ作

② 田方・秋作

・寛政二年八月八日 最初十分之出来与相見悦居候所、頃日晚田など八大分枯穂相見候二付、取実之程何歩通り可有之歟、未收納仕不申候二付分り兼候へ共、八歩位ニも可有之歟与奉存候

・寛政四年八月一三日 作付四歩通り前怔不宜候二付御米拵立候義出来仕間敷段申上候

・寛政五年八月一四日 当村杯頃日迄ハ八分通ノ作と存罷在、検見御役人様へも其段申上候処、此頃最中收納仕見候得者存之外不宜、人ニ分六分位之者多有之趣、氣之毒ニ奉存候、八分通之者ハ稀ニ御座候

・享和二年（一八〇二）八月二三日 当田方未收納者不仕候得共、凡七歩通ハ可有之卜存居候

・享和四年九月一日 当秋作五步通、唐芋作ハ宜敷方ニテ御座候
一虫痛□之ほしにて、其上雨ニ萌、旁御年貢米拵方、宜敷出来申間敷

・文化二年閏八月一日 当作方、七步通平均と申上候、枯穂無之候得ハ八步通ニも可有之、唐芋作ハ宜敷相見候へ共、是も遅植之分根切レ多有之候

・文化三年八月一日 当秋作三歩通ト申上候

・文化四年八月二日 当秋作六分五リト申上候

・文化六年八月一日 当作方場所ニ高下有之候故積り方不相分凡五歩之作ニ而も可有之、畑方之儀唐芋作五分通ニも可參、其外ハ皆無同様之品も有之段申上ル

・文化八年八月二日 当秋作、田方七歩五厘、唐芋作七歩ト申上ル

・文化九年八月一日 当年田方村中平均六分五厘、唐芋作五分

いづれも「四歩通」などと生育状況を表し、秋作には唐芋を含む場合、虫害や雨などの影響を記す場合もある。寛政二年八月一三日の田方見分廻村に際して、五日宜珍は村役人中と村内の田方見分をしており、その結果を見分役人に報告したと考えられる。

つぎに、このなかで、作物生育状況調査とは異なる内容についてみていきたい。寛政二年八月八日の田方見分では、川村筋右衛門他が、小田床村より皿山を見物し高浜村へ到着、庄屋・年寄へ「田方之儀何歩通り之出来ニ候哉」と質問した。宜珍の答えは、「最初十分之出来与相見悦居候所、頃日晚田などハ大分枯穂相見候ニ付、取実之程何歩

通り可有之敷、未取納仕不申候ニ付分り兼候へ共、八歩位ニも可有之敷与奉存候」とある。この時、宜珍は前年寛政元年一月に庄屋就任後、初の見分となり、その上、見分自体が開始されたと思われる時期と重なる。そのため稲の成長について詳しく経緯を述べ八歩位の収穫、続いて畑作物では、芋作が専らで里芋・粟などが少々、漁は当春以来不漁と、村の生業全般の質問・回答となり、廻村役人は村の状況を詳細に把握している。

そして、田畑の生育状況に加えて「当郡之儀古来邪宗門蜂起之地ニ有之候間、随分念入少ニ而も不審成者有之候ハ、申出候様」と、島原・天草の乱を前提にしたキリシタン信仰取締に関する指示もあった。続いて「当時者肥前御領など江邪宗之類ニ紛敷事も有之由」とあり、同年七月に発生した浦上一番崩の影響を想定している。この浦上一番崩は、浦上村民一九人が、庄屋の密告によりキリシタンの疑いを受けて捕縛された事件である⁽¹¹⁾。川村は、村内ではなく他国へ参り関係を持つ場合や、旅僧などが在家へ法談し不思議を見せるなどして勧める可能性もあるので注意するよう話した。対して宜珍は、高浜は寺が無く村方で説法・法談等はないが、近頃肥前領の様子を聞いたので村方へ申し付けると答えている。

つぎに、真宗についての質問には、真宗は百人で鎮道寺門徒、残三千人は禅宗江月院旦那と答えた。そして川村は百万遍でも怪しく見咎められれば罪となるので、村役人は気を付け拡大する前に取り締まるよう指示した。これは、宝暦期（一七五一〜一七六四）対馬藩肥前田代領で発生した真宗の隠れ念仏の摘発等を想定している可能性がある

る。⁽¹²⁾ 寛政二年の田方見分では、田畑の生育状況だけでなく村の生業全般、そして、浦上崩の影響もあり村人の信仰に関する質問や指示も同時に行われていた。

1-2 寛政三年の見分と公儀触

寛政三年の見分では公儀触に関するものが多い。まず、寛政三年二月一九日、代官荒木左太夫は、午刻大江より高浜へ到着し昼になったが弁当を持参しており、泊は下津深江であった。この時、「従 公義被 仰出候御儉約御触并嶋原分 御添触之趣御口達を以委被仰渡、難有奉承知御請書差上申候」とあり、公儀の儉約触と島原藩の添触を口達により詳しく通達し、庄屋・年寄・頭百姓一五人がつぎの請書を差し出した。

寛

先達而従 御公義被仰出候村々大小之百姓共御年貢并諸役懸り物村入用等之御書付、此度御廻村之上私共被召出一々御読聞、猶又御口達を以御趣意理屈被仰渡、村役人一同具二承知難有奉畏候、勿論村内百姓小前々不残様私共申聞、此後屹度相改御書付之通堅相守聊費之儀不仕、後日心得違之者無御座様可仕旨奉畏候、依之御請印仕差上申候、以上

寛政三年亥二月

高濱村庄や 同村年寄

頭百姓

源作印 嘉平次印

只助同(他一三人略)

請書によると幕府の触は、寛政二年八月に出された年貢・諸役懸物・村入用の儉約に関するもので、廻村の上読聞、口達により趣意を理解し承知したとある。⁽¹³⁾

同年の「御用書留帳」には、二月四日、荒木の御用による出郷の人馬先触が小川忠太夫より各組へ出され、崎津から下津深江までの大江組は二月一九日廻村と伝えられた。⁽¹⁴⁾ 続いて、「口達寛」が記され、年貢・諸役懸物に関する公儀書付(寛政二年八月触)の趣意に従い、村懸物を減少し、前年までの村入用概要を記録し帳面を差し出すよう記す。そして、役人が廻村するので一村より頭百姓一〇人から一四・五人ずつ庄屋元へ呼び出し、書付の趣意を村役人一同へ読聞、口達でも簡条書を送達するので得心するよう指示している。この簡条書には、諸役人出郷の際の賄は一汁一菜、役人対応のための詰人数の減少、酒・菓子・果物の提供を禁止した。また、幕府の寛政二年八月触は、四月二三日江戸勘定所の「申渡」写全文が通知された。大江大庄屋より庄屋宛の通知には、長三尺・幅一尺に認め、高札場の雨覆を入念に行い、表作見分役人の通行に間に合わせるため二八・二九日までに掲示するよう伝えられた。役人廻村・読聞、請書提出の上、高札掲示という数段階の措置がとられた。

この出郷の際の儉約については、二月一七日の荒木・石川の触にも、公儀触に基づき村の迷惑や下方の難儀にならないよう記される。これに附属する三月五日大江大庄屋から庄屋宛の通知には、宗門役人の廻村中には一汁一菜、昼休は泊場所から弁当持参するので準備不要、東目方面で病人手合廻村中に酒等提供があつたが不要と伝える。二月

一九日荒木の来村時の弁当持参もこの指示に基づくと考えられる。

この他の触の読聞は、二月七日公儀書付三通（酒造休株・朝鮮人参・旧里帰農令）の触が高野平蔵から各組の大庄屋・庄屋中へ出され、村々端々まで申し聞かせるよう指示があった。高浜村では、三月一二日組頭・組子中が呼び出され読聞が行われた。触は①朝鮮人参種之儀、戊十二月出御触書、②在方々江戸表江罷越故郷へ罷帰度候へ共、路用金無之歟、立帰候而も夫食農具代など差支候者之一件、戊十一月出御触書、③去戌年入津唐船式艘近々出帆之御触、当二月十七日御触書④去秋早続不作二付、村方難儀之者有之候ハ、申合救候段、二月廿四日御触書之通と、酒造以外の公儀触二通①②と島原藩の触二通③④、計四通であった。酒造触は、休株の者へとあることから該当事者がおらず村内へは触れられていないと考えられる。

その後、八月一九日秋作見分のため磯野政七郎他が昼に高浜村へ到着しているが、翌二〇日「当三月御触出、又八月十五日御触書」の趣意について、百姓中を呼び出し読聞たとある。これは、三月一九日、郡中一統の願筋は庄屋・大庄屋経由で受け付けること、三月二五日公儀触の通り村入用・組入用の諸勘定帳面を仕立て役所へ提出、八月一五日郡中一統願として心得違の者が他村へ願筋をしたため、以後禁止の触と考えられる。秋作見分の際、磯野から触について読聞の指示があり実施したと思われる。

寛政三年は公儀触の廻村・読聞が多いが、これは寛政の改革に関するものと考えられる。すでに指摘したとおり、この時期、宜珍と藩役人との間で、松平定信に関する書物の貸出が行われている⁽¹⁵⁾。実は在

地社会でも、松平定信筆の「国本論」の写本が巡っていた。「国本論」は天明元年（一七八一）民と国の関係を考察し、民は国の根本とある『書経』を發展させ、民を君が君であることを可能にする根拠として位置づけ直した政治論であった⁽¹⁶⁾。五月一五日宜珍は荒木左太夫から「国本論」の借用依頼があり、旧冬弟から他へ貸し出され要請したが、いまだ返却されていないと述べる。六月九日崎津村庄屋吉田宇治之助から「国本論」を返却されたが、これは久玉・早浦の方で宜珍の写本が紛失したので、早浦で写したものが届けられた。一日「国本論」は同じ定信著の「京都御造宮被仰渡之書付」とともに、荒木へ提出した。このように「国本論」は高浜他、崎津、久玉・早浦方面へ貸し出されており、在地社会でも需要があり共有されていたと考えられる。「国本論」の内容が在地社会の庄屋層に受容されていたかは不明であるが、この時期の幕府の触から得た改革の流れについて、松平定信の方針や方向性などをその著作から吸収しようとしていた可能性も指摘できる。

1-3 寛政九年の見分と百姓相続方仕法

寛政九年の見分では、前年に出された百姓相続方仕法に関するものが中心となっている。百姓相続方仕法は、困窮百姓救済のため①土地の請け戻し、②借金の年賦返済、③小作料の免除と半減、④「作半」慣行の改正、⑤自作高の制限、からなる天草郡独自の措置である⁽¹⁷⁾。宜珍は相続方仕法掛加役に任命されていた⁽¹⁸⁾。まず、二月二〇日薩州援送唐船が崎津村に入船したので、役所より荒木左太夫他が出役し、

高浜村で昼食を提供した。その際に、小田床村の相続方歩訳相違の一件について、小田床人足より荒木へ話があり発覚した。相続方歩訳相違とは、相続方仕法により決められた④「作半」慣行に関する地主と下作人の割合に違反していることと考えられる。

荒木は、この件は問題であり表面きに糾明するべきもので相続方掛庄屋中の不行届と話した。そのため相続方掛の宜珍は同役の福連木村庄屋尾上文平とともに、明日小田床村百姓中を一人ずつ承糺したいと願った。荒木は、願を許可したが、もし相違があった場合に糺明するとした。宜珍は、夜小田床村における相続方相違の百姓中の事情を探りに彦右衛門を遣わした。二一日には、宜珍と文平が小田床へ行き、夜下津深江村に止宿している荒木へ報告し、二三日に承糺が終了し帰村した。宜珍は、自村でも同様の事態に発展しないよう、三月二日村中の下作人八〇余人を呼び出し、作徳の歩分を糺し小前帳へ記した。すると、少々相違があったので地主を呼び出し、御仕法通り下作人へ差し返すように申し付けている。この一件は、見分ではないが、崎津へ出役していた荒木に対して人足が訴えたことで発覚しており、役人と村人が直接接触する機会が発端となった。

つぎの麦作見分では、同時に百姓相続方仕法についての見分も実施された。四月一七日会所詰大庄屋の触では、麦作見分の「御序二相続方一件茂被仰聞候儀」があるので、頭百姓・地主・下作人各一〇人程、村の大小にあわせて人数を庄屋宅へ呼び出すよう指示している。⁽¹⁹⁾

高浜村では、五月一〇日大槻中五郎一行に加えて、宜珍は御仕法掛り組中付添として見分側で参加している。年寄の他、呼び出された頭百

姓六人、地主一〇人、小作人一七人の名前が列記される。麦作の質問に続いて、御仕法方についてはつぎのように仰せ渡された。

村内小捨方弥無相違請候哉之儀、且田畑等請返候節者、銀主元地主共逸々村役人方へ申出、少も御仕法之通ニ相背不申候様可致事、御仕法方ニ付不安等之儀ハ、当村庄屋、福連木庄屋右懸り被仰付置候間、大庄屋ヲ始右之者共へ相尋候得者、委細相分候間、逸々相尋田畑等請返候様、決而内分ニ而銀主元地主共取斗不申候様、右之外委細被仰渡相済

村内の貸借に関する捨方、利息棄捐や、質地田畑の請け返しについて銀主や元地主との内分にせず、すべて村役人に申請し、不安があれば掛庄屋へ尋ねるなど指示している。一五日には惣村中を呼び出し、「御仕法方」について、①村内貸借は捨方、②五三年以来の売買田畑山林は元銀で請け返す、③他村の借用は元銀を年賦、④作徳歩分は二分五厘と七分五厘、上米は半減、など詳細を伝えた。

そして、六月一〇日には、目附三原正右衛門が昼高浜に到着した。五月二八日会所詰大庄屋の触では、三原の目的は記されず廻村出郷のみ記される。⁽²⁰⁾三原は、高札を大切に、条目を折々読聞るよう指示し、その後、田地の根付の時期、苗立、唐芋作、漁、塩浜、皿山について質問している。唐芋作に関して、村側の「当年者不怪つる立不被宜、先達而今ハ潤有之候而も何分植付難仕、漸此間之潤ニ少々植付候」との答に対し、三原は、「三分一通も植付候哉、且当月中ニさへ植付

候得者宜候哉」と再度質問している。対して村は「漸々てご芋位ニ植付居申候、当月中ニさへ植付有之候ハ、余りおくれ候儀も有之間敷と奉存候」と答える。そして三原は「只今之内、畑打明ヶ置候而、潤次第当月中ニ随分出精致し植付候様」と、唐芋の植え方について詳細に質問し、村の現状に対して指示を与えている。漁に關しても、現在漁をしていないとの答えに、ぜひ魚を捕らせたいと話している。

このように三原は、田畑の生育状況に対して的確に質問・指示を与えており、寛政二年の田方見分と同様、実際の郡内各村の廻村見分により実情を把握し判断・助言していたと考えられる。百姓相続方仕法に直接関係するものではないが、村全体の困窮を解消するため生産性の向上などに務める姿勢がうかがえる。

1-4 実体者・孝子表彰と三子見分

まず、寛政二年八月一日には、七月に崎津へ漂着した琉球国慶賀使対応「琉人一件」のために出役し帰途の、佐藤半太左衛門他が高浜村にて昼休・食事を取った。²¹⁾この時、直珍から万七・茂作・善作兄弟の母への孝心、傳四郎の「農業専出精仕御年貢納方諸公役等随分太切ニ相勤人柄宜」の届出が佐藤へ提出されている。²²⁾この案件は継続し、八月七日田方見分の代官西田市郎治が万七行状書を内見している。また、八月二一日「牛深村助七打崩シ一件取捌」出役のため牛深より帰途の御徒横目兵藤七郎兵衛他が高浜村へ宿泊した。この時、高浜村の孝心者三人・実体者一人の高名前年書付について、同行した代官入江富左衛門から指示があり、一日佐藤に提出した書付を再度渡

している。この助七打崩シ一件は、裁許案件として助七の田地取り上げ・過料、頭取四人の死罪・闕所、村中一五〇貫文の過料、大庄屋の御叱、宮崎弁指・茂串年寄は徒党に不参加で褒美を拝領していることから村方騒動と考えられる。²³⁾九月四日再度佐藤が宿泊し、五日万七・茂作兄弟の行状書写を提出しよう指示があった。このように、孝心者・実体者の把握に際して、別件で通過する役人に対して届書を提出し内見を依頼するなど手続きを進めている。

つぎに、享和三年四月一日の宗門改の際、村民の実体者・孝子の表彰が行われた。対象は、松下迫の佐兵衛・センかく（善角）三之助・すわ（諏訪）三郎吉・皿山覚右衛門・白木河内源助・大河内吉三郎・江はた（江端）和吉・白木河内義衛門の計九人であった。この九人は、「御年貢公役等大切ニ相勤、親へも孝心之体ニ相見候段御聞達」ので、島原表から褒詞が出ていた。今後も孝心・実体に務めるよう大竹・原から通達があった。この場合、寛政二年と同じく実体者・孝子であるが、全村民参加の宗門改によって善行を周知している。

最後に、寛政五年正月の三子見分である。二六日峰の由左衛門女房おと四四才が、男子一人・女子二人の三子を出産し、女子一人が流産したと記す。二八日三子出生について、夫婦の名前・年、持高と母ともに達者であると届け、二九日三子の名は国吉・とみ・よしとある。これに対し、二月七日牛深より御用帰りで宿泊した原口金右衛門が三子見分を行う。この時、由左衛門家八人の名前・年の書上を提出し、八日朝飯後、原口は由左衛門方へ三子見分として出向いている。一六日には、直珍・大庄屋から富岡役所へ、おとの三子平産、男子出生の

後に女子が出生したこと、母子ともに健康で貫乳等していること、随分大切に養育していること、近辺も心を付けて育んでいると届け出た。同時に「御届申上候事」として、よしが正月二十九日夜に死去したことをお届けしている。これに対して二〇日由左衛門は富岡役所へ呼び出され、三子誕生のため、藩主より十九文銭五百目を頂戴した。

この三子の内、女子一人は流産、また二十九日に死亡とあり、役人の見分時には二子の状態であったと思われる。しかし、三子誕生という祝事に対して、実際に役人が三子を見分した上で正式な届書を提出させ、すでに死亡していた一人はその後に届を出している。役人の見分という行為を踏まえ、三子誕生を維持し褒賞へ繋がったといえる。

2 宗門改と踏絵

2-1 天草郡の宗門改の概要

天草郡の宗門改については、先述したように安高啓明氏によって詳細に紹介されている。²⁴⁾その上で近世後期の宗門改の様子について、天保三年(一八三二)三月、天草を管轄した長崎代官高木栄太郎から西国郡代塩谷大四郎正義の預所へ支配替が実施された際の引継書から概要を紹介する。²⁵⁾同書では、幕府領島原藩預期(天明三〜文化一〇年(一七八三〜一八一三))と長崎代官期(文化一一〜天保三年(一八一四〜一八三二))に分けて説明される。

島原藩預期は、①島原城付の絵板によって春に富岡陣屋詰の者が廻村、②村人一人ずつ踏絵を行う、③家頭を呼び出し御仕置御法度や年貢米上納方を申し渡す、④病気の場合は宅踏、⑤行違人は後に役所へ

出頭して踏絵を行う、⑥長崎への奉公人は富岡詰下役と村役人が長崎へ行って確認し、長崎奉行所に届出、藩の蔵屋敷で踏絵をする、とある。踏絵の絵板は島原城にあるものを使用とあるが、この時期は長崎奉行所からの借用であった。²⁶⁾

長崎代官期は、①絵板は長崎奉行所から借用し、春に富岡陣屋詰一人が足軽と廻村、②時によっては郡中を東西二手に分けて廻村、③村人一人ずつ踏絵を行う、④その際、村役人や百姓惣代、家頭を呼び出し御仕置御法度や年貢米上納方、百姓の出精の取締等を申し渡す、⑤病気の場合は、その家に足軽を派遣し踏絵を見届け、⑥村外へ出ていける行違人は、後に役所へ出頭して踏絵をする、⑦長崎への奉公人は三四月に長崎代官所で踏絵を実施、とある。このように両時期ともに、廻村の人数、長崎の踏絵場所以外、ほぼ同様の方法であることがわかる。そして③にあるように、同時に法令や取締が申し渡されていた。

この引継書には、身分差による踏絵の対応の違いも記される。遠見番や山方役人の地役人、寺僧・社人・山伏は踏絵を免除され、且那寺の請合証文の提出のみであった。また、大庄屋や富岡町役人、町庄屋と大庄屋格高浜村庄屋上田源作は、家屋内で踏絵を行う座敷踏とある。²⁷⁾

一方で天草郡の宗門改制度に影響を与えた文化二年天草崩の四村の異法回信者は、つぎのように詳細に記される。

天草郡高浜村・大江村・今富村・崎津村右四ヶ村之内異法回心之もの共儀、毎春影踏帳別二仕立素人影踏相済候上、回心之者一統呼出無心得違正法信仰可仕旨嚴敷教諭申渡影踏為致候、且又冬至

之頃異宗之もの共祭日与唱祭候日有之趣二付、是又伺之上冬至之
前後見合富岡詰役人右四ヶ村廻郷いたし、前書之通呼出教諭申
渡影踏申付、回心之もの共者春冬兩度影踏為致請書取置候儀之
旨、先御預所役人申送之通、絵板者長崎奉行所へ借請兩度宛為踏
来申候、則右請書引渡申候

ここでは異宗の祭日があるため、一般の春に加えて冬至付近の二
回、回信ではない素人とは別に踏絵を行い、心得違の信仰を行わない
ように申し論している。⁽²⁸⁾ 天草崩は、文化二年崎津・大江・今富・高
浜村の四村で、全人口一〇六六九人の約半分にあたる五二〇五人の異
宗信仰者が摘発された事件である。⁽²⁹⁾ 明暦三年（一六五七）肥前大村
藩の郡崩をはじめ、一七世紀各地でキリシタンの摘発が続き、多くの
処罰者がでた。⁽³⁰⁾ 天草崩もこれらに続く、キリシタンの大量摘発であ
るが一人の処罰者もでなかった。⁽³¹⁾ 文化二年二月に各村の庄屋、大
庄屋連名で出された「以書付奉願候事」にも「心底ヲ改是迄之心得違
ヲ後悔仕候儀ニ御座候得者、切支丹之遺風と乍存取行候儀と者相聞不
申」とあるように、禁教であったキリスト教を信仰したのではなく、
異宗を信仰した「心得違」とされた。⁽³²⁾ 異宗から本来の仏教に戻った
者を「異宗回信者」と表現し、絵踏を二度実施、宗門帳を別帳とする
など、非信仰者である「素人」と差別化した。⁽³³⁾
これら宗門方役人の廻村については、本戸組大庄屋木山家文書「御
用触写帳」に数多くの触がある。このうち島原藩前期の寛政六年
（二七九四）二月の事例をみていきたい。⁽³⁴⁾ いずれの触も会所詰大庄屋

から村々大庄屋・庄屋中宛である。まず、二月二日宗門改方役人の
来島月日、廻村順と昼泊の場所が通知され、村での受け入れと宗門帳
の準備を指示される。この時の廻村は二泊しており、井手組から開
始され、御領・栖本・大矢野・砥岐・本戸・一町田・久玉・大江・志
岐組の順で廻り、富岡町で終わった。二月一五日宗門帳に記す宛名の
役人五名の名前や、廻村役人一六人の名前と人数が通知される。一九
日湯島、二江に渡海する経路も確認し、廻村前日の一八日には、廻村
のための村継人馬先触が出ている。先にみた長崎代官から西国郡代へ
の交替直前の天保三年二月には、引継書の通り、東筋一二泊、西筋
一一泊と郡中を東西二手に分けて廻村している。⁽³⁵⁾

2-2 文化一〇年長崎代官支配変更への対応

長崎代官支配に変更された文化一〇年の三月一日宗門改の実施、帳
面に関して会所詰大庄屋より触が出ている。⁽³⁶⁾ 一日から三人が廻村
し、病人の手合も宿へ廻り踏絵を見届ける、帳面作成等に関してつぎ
の九点の指示があった。①帳面の当名はこれまでの通り「富岡御役所」、
②宗門帳の上書は「宗門御改踏絵帳」、奥書もこれまでの影踏から踏
絵へ変更、③五人組前書は役所へ提出し改・添削した上で渡す、その
ため④今回提出の帳面は踏絵帳・惣目録寄帳・血判帳・増減帳で、そ
の他は追加提出、⑤神文帳の新家頭は事前に大庄屋が見届け血判を行
う、神社組合証文は手廻よく、⑥帳面の引合はせず、踏絵に行違は行
違人・病人・欠落人・長崎奉公人・他国奉公人は付札し、上り帳別の
記入は不要、⑦帳面は一組限で大庄屋方へ集め改め、大庄屋から役所

へ提出、⑧寺印は名前の上三分程間を置く、すでに押印した村は来年以降でよい、⑨代踏禁止は未々の者へ申し聞かせ、露顕した場合処罰とあり、特に代踏に関し注意喚起していることがわかる。最後に、踏絵場所に関する雛形絵図があるが後述する。

これらは、長崎代官支配への変更に伴う各帳面の作成・提出方法の詳細である。基本的には島原藩預期と同様であり大きな変更はなかった。本戸組木山家の同内容の触は、三月二日に本戸組大庄屋から各庄屋へ出されているが、上田家と違い順番や内容の書き換えなどがある。⁶⁷⁾他国行の一度踏を許可した場合、何年帰村しなくても一度踏でよいという一文があり、各大庄屋の判断で触の内容が追加・変更されている。

そして、三月八日宗門改の廻村人足先触が村次鉄藏から出された。人足は両掛持・絵板持の三人、休泊時の定銭米を払うので、有合の品による一汁一菜のみ、馳走の禁止、休泊は都合によって行掛となり指示と違う止宿もあり得ると指示している。

続いて、大江組の踏絵時期直前となる四月一日、大庄屋から現在の宗門改の状況が通知される。隣接する久留村から情報収集しており、今晚白木河内泊であった。予想では二日泊は宮地岳か立原、三日大江組内の今富泊となり、今回は大変早く進み休泊が行掛の村であり、会所定の休泊とは相違し休泊村を確定しがたい、とある。続いて、①庄屋は例年の通り休泊村へ行く、②病人改の際、役人村次の場合は大庄屋が同行するが、簡条向読聞の際、家頭を呼び出し簡条毎に講釈した場合、病人改は下役となり例年通り年寄・筆者が立ち会う、③賄は手

軽に、村次は色々の盛合を嫌い菌が弱いので和らかでよく煮た物のみ、器も大平ではなく小平に限定、香物を茶うけに出すのも嫌う、④付添・案内者は鹿服、股引、脚絆、と細かな指示が出されている。ここでも島原藩預期からの変更の対処、初の長崎代官による宗門改のため、休泊村の変更、役人の賄などに対応している。村次の食の指示は個人的な体調もあるが、馳走禁止の徹底のためあえて伝えた可能性もある。

一方、踏絵廻村ではないが、三月一六日には会所詰大庄屋から家数人数帳の提出が求められている。案文には、文化九年の家数、人数、男女、増加―出生・他所入、減少―他所出・死失・欠落人数、そして、安永七年（一七七八）と享和二（文化八年（一八〇二）一八一）の一〇年間の家数・人数一覧が記される。この家数人数帳の提出は長崎からの指示で延引は不可、急な指示のため会所でも詳細は不明、各村で調査し二六日を提出期限としている。二四日には、大庄屋代の都呂々村庄屋酒井平太兵衛から各村庄屋へ、明日会所へ出頭要請があり各村の取米帳・家数人数帳を送付するよう伝えられた。二月二八日に、長崎代官高木作右衛門より郡中に対して、支配替により島原藩主松平主殿より本日郷村諸書物を受け取ったことから、長崎代官による天草郡の村況把握のための指示と考えられる。

2-3 高浜村の宗門改 島原藩預期

つぎに村における宗門改について、高浜村の庄屋上田宜珍の「日記」から、島原藩預期、長崎代官期と分けてみていきたい。村の宗門改では、まず基礎帳簿となる宗門帳が毎年作られている。島原藩預期の

宗門帳は、正月に一年の増減と移動を確認していく作業の「帳合」がある。享和二年正月一六日の惣村中寄合では、「一宗門帳、廿日夕廿一日帳合之事」とあり、村中に帳合が通達される。帳合では、文化三年正月二〇日「宗門帳合、当年廿壹人増、メ三千三百四拾壹人ニ成ル」とあるように増減人数、総人口も確認された。その後、享和四年三月二三日江月院、二四日鎮道寺へ「宗門帳寺印申請ニ遣」しており、檀那寺に寺請印を依頼する。

この宗門帳の作成が終わると、廻村役人による踏絵・宗門改となる。享和三年には、三月二九日、宗門方役人が崎津に宿泊しており年寄代佐兵衛を派遣している。そして、別の村で踏絵を行う村人に対してつぎのような差紙を提出した。

覚

一 禅宗江月院旦那 嘉右衛門悴彦平廿七
一同 市三郎娘 はつ十六

メ 式人

右之者共、今富村ニ而影踏被仰付被下置候様、奉願上候、以上、
三月廿八日 高浜村庄屋上田源作

宗門方御役所

この差紙では、彦平・はつが今富村で影踏できるように願ひ出ている。四月一日早朝宜珍は今富村へ行き宗門改が終わるのを待ち、四ツ時過頃大江村に着いた。大江村では、崎津・今富・大江・高浜一同へ御触

渡があった。そのため、高浜村から家頭の内三〇人余を召し連れていった。昼過大江村の改が終わわり、高浜村へ七ツ時に到着しすぐに宗門改がはじまった。村人全体の宗門改は首尾よく終了したが、病人の踏絵が一手のため日暮となり、夜五ツ時までかかった。このときの廻村役人は、役人大竹仁左衛門、代官原龍左衛門、物書小川亀五郎、先手足軽・手代・下横目・中間各一人、計九人が宿泊し、先手足軽・下横目は会所へ一宿した。各人の宿泊賄代がつぎのように記されている。

一 丁銭 貳百廿文 大竹仁左衛門様御上下

一同 貳百廿文 原龍左衛門様御上下

一同 貳百廿文 小川亀五郎様御上下

一同 百廿文 尾崎虎兵衛様

一同 百文 神谷七衛門様御組 源平次様

一同 百文 御手代 仁右衛門様

メ 九百八拾文

右之通御賄代御渡被下、慥ニ奉請取候、以上

亥四月一日 高浜村庄屋上田源作
右之通受取書印形仕候而、差上申候

宜珍は各人の賄代を直接受け取っている。先述したように、寛政三年二月に公儀触に合わせて出された藩の口達にある、諸役人出郷における賄の制限などによる措置と思われる。翌二日、宗門方役人は船でつぎの小田床へ向い、序に「穴ノ口」を見物している。荷物と駕籠は

陸路、御帳箱と影板は船で輸送したとあり、重要な帳面・絵板は役人が直接所持していた。

このように、村における宗門改は廻村前から別村で踏絵をするための差紙、廻村役人の賄代の受取などが作成されている。また、宗門改以外に近隣の名所見物や、先述したように実体者・孝子の表彰が行われている。この時、会所詰大庄屋から村々大庄屋・庄屋への触では、村入用請持方や諸事御尋があり組々相談の上で申し上げるよう指示が出ているが、高浜村の事例では確認できない。この他、文化二年四月二七日宗門改では、御普請所の内、「大井川分浜田上河内之分御見分」「影踏首尾能相濟、夕方大河内庵河内椎葉之分御見分」と、宗門改以外の見分があったことがわかる。

2-4 高浜村の宗門改 長崎代官期

つぎに、長崎代官期の宗門改でも、宗門帳は島原藩預期と同様に事前で作成されていた。文化一三年二月二七日常介へ踏絵帳清書を村方より依頼し、庄屋方で賄を準備し二ノ間で作業したとある。この作業は一四日間かかり三月一日に終わるが、一四日には踏絵帳印達と持高書立について再度村会所から依頼されている。⁽³⁹⁾ 昨年の踏絵帳を参考にして生死増減を組み込んで清書し、その後、持高を追加したと考えられる。この年、三月一八日の踏絵時の記録では、五四七軒、三四一四人存在しており、膨大な人数の宗門帳作成は筆者他へ依頼されていた。持高に関しては、同年の三月一八日百姓持高は家頭の肩書にし、竈数の肩に惣高、庄屋持高は不要との指示があった。⁽⁴⁰⁾

宗門改については、文化一一年三月一七日の例をみていく。前日に村番人一五人が大江村の踏絵に参加している。踏絵は全村民対象なので、各家を留守にすることになり当日は各迫に番人が置かれた。一七日踏絵改として長崎代官手代千葉新吉郎・足軽多川常治一行四人が、大庄屋代松浦又蔵、組筆者弥十郎とともに大江から到着した。高浜村は昼休で夜には小田床へ向かった。このときにも賄代受取がつぎのように記される。

覚

御上下四人分

一 錢四拾壹文

木代

一同八拾式文

米代

一 此米壹舁

但壹舁二付八拾式文替

一 百式拾七文

但本紙之通認

右者踏絵為御改御越被成於当村御昼賄仕候二付、書面之通木錢米代御渡被成請取申候、尤一汁一菜之外御馳走ケ間敷儀不仕候、以上 高浜村庄屋上田源太夫

戊三月十七日

この受取では、一汁一菜以外の馳走はないと記す。また、改めた人数の内訳があり、全体三四〇四人（男一六四一人、女一七六三人）、去年から四人減少、禪宗江月院旦那三三一人、内天草崩の異宗回心二五〇人、真宗鎮道寺旦那八九人とある。村番人一五人は大江村で

踏、病人四〇七人、行違人二二八人、差紙を送り他村で踏絵を行う者七人（亀浦・今富）であった。その他、差紙で他村から三人、流人利八の庭踏、新家頭七人の血判などが記される。その後、宗門帳をまとめ二四日踏絵御改帳五冊・人数増減帳・流人帳とともに都呂々村へ飛脚で送付し富岡へ集められている。

また、宗門改の際に他の案件について申渡が行われている。文化一二年三月一六日高浜村の宗門改の翌日、小田床村において高浜・下津深江村の村役人が呼び出され、宗門方から通知があった。最近の百姓出入の申立は甚だ心得違であり、特に今富村百姓の申立は、御法度の合足であり切支丹に続いて重罪である。この出入一件は内済となったが合足の咎は命じられるため、村々は庄屋の申付に背かず実体に稼方を致すようにとのことであつた。これは今富村で文化八年に発生し文化一一年に内済した、庄屋に対する合足組の村方騒動である。⁽⁴¹⁾

2-5 踏絵と病人改

踏絵は、各村の庄屋敷で実施されている。踏絵の具体的な様子については、まず先述した長崎代官支配となった文化一〇年三月一日、宗門改の実施詳細を示した会所詰大庄屋の触に「踏絵之節場所雛形絵図」がある⁽⁴²⁾。庄屋敷の座敷と縁に△印があり、これが廻村役人の着座場所と思われる。同じ縁には大庄屋、大庄屋近くの庭には庄屋と帳読が板に畳を敷いた上に座る。座敷に座る役人の正面に絵板を庭の上に置き、絵板の側に年寄が畳敷に、足軽が「ばんこ」と呼ばれる屋根のない踏台に薄縁を敷いて腰掛けている。この図から役

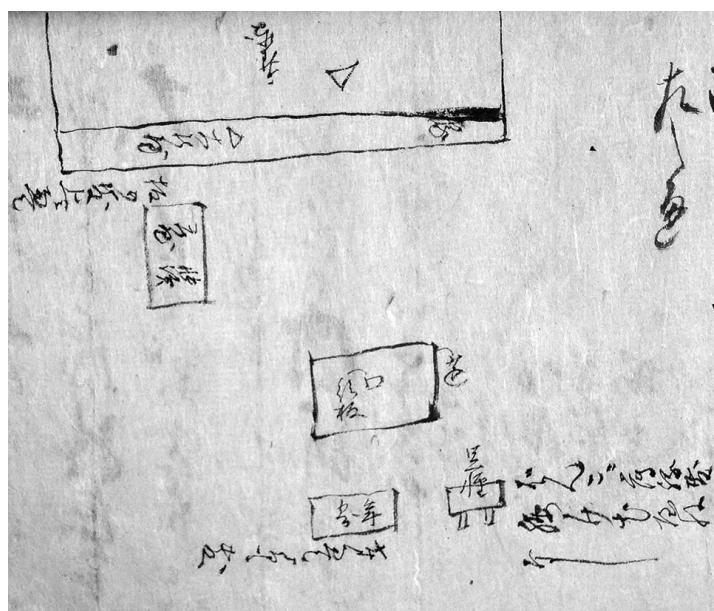


図1 「踏絵之節場所雛形絵図」(上田家文書 3-34 「御用書留帳」)

人の側で大庄屋・庄屋が座り、帳読が各人の名前を呼び村人が絵板を踏み、年寄と足軽が踏み方を確認するようになっていたと思われる。寛政九年三月二四日の踏絵では、日暮になり大河内迫の嘉八家内までとし、残りは翌日早朝から改めたところ。宗門帳を読み、踏んだことを確認するため暗くなる日暮で中止したことがわかる。また、文化一二年三月一六日、皿山の火事に際して、迫の番人三・四人では消火できないので、皿山居住者は踏絵が終わり次第帰ったとあることから、遠方の迫住人も庄屋屋敷で踏絵をしていたことが判明する。

一方、病人の踏絵は、庄屋屋敷ではなく病人の家へ出向いて行う。先述したように享和二年三月二九日病人の踏絵が一手のため日暮となり、夜五ツ時（午後八時）までかかったとあり、各所を回るため時間のかかる作業であった。そのため、寛政一三年六月三日宗門改では、当年より役人の人数が減少し麦作見分と兼帯になったので病人改は延期、全快後に富岡役所で踏絵するよう変更された⁽⁴³⁾。実際に七月二七日年寄代珍作が病人認定された六二人を連れて踏絵をするため富岡へ向かった。文化三年には、病人二四六人に対して、病人手合が大江村より日暮後に到着したため翌日に持ち越しとなった。九月五日には、天草崩の宗門心得違者三一六人の踏絵に対し、病人一九人が白木河内儀蔵宅で踏絵したことから、全体の踏絵でも迫内の一箇所に集められていた可能性がある。

つぎに、病人踏における代踏について、寛政三年三月九日、前日の宗門改の際、病人助四郎悻七之助六才の代踏を宇七一三才が行ったことが発覚した。七之助は大河内迫で病人改を受けるよう準備していた

が、帳面を双方に分けて持参していた。そのため、七之助の名前が帳口にみえ、先走役が内野迫で踏ませようとした。しかし、七之助は不在で大河内から遠く急には呼び寄せできないので、宇七に依頼して子供であり弁もなくいやがるのを押して代踏させた。先走役三人は役勤めが初めてであり、遠方の七之助を呼び出し踏絵が滞ると御叱になると簡達いをした。七之助は大河内で影踏しており、帳面に名前があったので心得違となったと説明した。

このように病人改は呼び出すことも想定されていることから、各迫のある家を集めて実施していた可能性がある。三月五日の大江組大庄屋から各村庄屋宛の通達では、宗門役人の廻村中、影踏は後先乱れないうような逸々返答する、病人手合は早く立ち立てるので早朝から詰め手ぬるくならないようにと、詳細な指示があり、効率よく踏絵を行えるよう事前に指示があったことがわかる⁽⁴⁴⁾。

つぎの長崎代官期の文化一一年病人改は足軽多川常治と別記され、四〇七人の病人を改めている。文化一二年には全人口三四四九人中病人三七六人と全体の一割を超えているが、宜珍自身が病気のため病人改を上田家の店乾宅で踏絵したとある。また、文化一四年三月一四日皿山の病人に重病・臨月女がいるので、病人手合の来訪願を出し許可され、酒肴の用意と小田床までの送り届けを指示した。寛政三年病人手合廻村中の酒提供は不要とされたが、ここでは提供している。一五日踏絵当日、皿山の病人のために足軽次介が迎えの駕籠に乗って向かった。文化一五年二月一九日にも、皿山の病人改のために駕籠人足が到来している。鳥原藩預期にあるように、病人改は一手であり、

時間がなく延期とあることから、追内の一箇所に集められたと思われる。そのため村の中心から遠い皿山では、病人改の追内での実施を願ったと考えられる。

2-6 明治期の踏絵の記憶

この踏絵は、廃止された明治以降、どのように記憶されていたのか。崎津教会のフェリエ神父が明治一五年（一八八二）頃、大江と崎津で集めた記録「絵踏み―崎津―」からみていきたい。⁽⁴⁵⁾

絵踏み、または（はん）踏みとは迫害時代に於いて、キリシタンでない事を証するために、役人の前に於て聖画を踏まされることであつて、此を拒む者はキリシタンとして役人の調べを受けるのである。我が崎津に於ては、主に元の庄屋の家に於てこれが行われ、明治の初年に於ては元の玉木の跡、今のサンジン丸の精米所のある所に役場があり、そこにて絵踏みの（を）した。また今の宮広場に於て絵踏みをしたる人もある。病人は旧紋付屋とその物置のある所に家ありて、そこに寝ながら絵踏みをしたという事である。

村人全体は庄屋の家で踏絵が行われ、病人は一箇所に集められ寝ながら踏絵をしたとある。崎津の場合は集落が密集しているが、対岸の迫もふくめて病人改は一箇所に集められており、高浜の事例もあわせて考えると各家ではなくある程度集まっていたと思われる。

旧の三月ごろに留（富）岡より御本船という役人を乗せたる船が来ると庄屋の家より触れがあつて村民は服装を正し庄屋の家に集まるのである。役人は通常、「御殿様」と呼ばれ四・五人にて今、本渡の女学校に転築されたる元の庄屋の家に集まるものである。役人は皆縁側の脇息にもたれて腰掛け、村民は名ある人より順に従つて絵を踏むのである。

踏絵は三月頃富岡の役人が四・五人ほどで行い、村民は一人ずつ踏んでいた。船で来るとあるが、高浜では陸路が多い。

絵は四尺ほどの板の真中に付けられ、人はその絵の上を踏んで通るのである。通る時は腰曲げ、頭下げ、両手を顔の下に挙げて進めば、役人は眼を鋭くして素通りする者はないかと調べるのである。此の地の人々は大抵、古キリシタンなれば絵を踏むことを恐れ、できるだけ脇を踏みて絵に触らぬようにするけれども、役人の吟味ひどきため恐れて踏む者が多いのである。また子供らは親より絵を踏むなと勧められたれば絵を踏まぬように努むる。けれども、役人が絵を踏まぬ者は刀にて切り殺すなどと脅したから恐れて踏んでいた。もとよりキリシタンの恐れのある者は二度または三度も踏み直させられた。

踏み方に関して、役人の監視は厳しく脅していたことや、二・三度踏むとするのは二度踏みしていた天草崩の異宗回信者のことを表して

いると思われる。

此の絵踏みの時に頭銭というて一人前三文・四文のお金を取りたりという老人あれど、確かといわれない。踏みち(し)絵をピカピカと光って恐ろしく土足にて踏めども汚れずと或る老人は語った。絵踏みした人は庄屋の帳面に名を記されるのである。

最後に、踏絵後の頭銭の徴収や、宗門帳への記載、踏絵がすり減って光っていたことを記す。明治以降の記録であるが、宗門改の流れなどは上田宜珍期とおおむね同じといえ、近世の様子を比較的正確に伝えていると考える。ただ、役人の厳しい監視や脅しなどがあつたとされ、上田宜珍期には代踏の際、踏絵が滞ると御叱になる、という記録等があるが実態は不明である。

おわりに — 見分と出勤 —

第二章にわたつて、武士・役人の見分・廻村、宗門改について、その実態をあきらかにした。一では、定期的な麦作・田方・秋作見分は作物生育状況を把握するためであつたが、寛政二年の質問は生業全般から信仰に関するものへ拡大した。これは当時の浦上崩によるものであり、「邪宗門蜂起」の地天草でも警戒すべき課題であつた。実際に、文化二年の天草崩により実体化することになる。つぎに、寛政三年は寛政の改革に関する公儀触の周知の見分をはじめ、村役人による触の読聞が頻出する。松平定信「国本論」の写本が在地社会・役人間を流

通しており、改革の方向性を理解しようとしていた可能性がある。また、寛政九年の見分では、百姓相続方仕法に関するものが中心となり、別の見分中の役人への村人からの話、おそらく訴により仕法の不徹底が発覚する。麦作見分でも百姓相続方仕法の徹底が指示された。その後の役人の廻村では生産性の向上に関する質問がみられ、百姓相続方仕法施行の要因である村の困窮を解消するための姿勢がうかがえた。一方で、実体者・孝子や三子誕生に関するものは、別の見分にあわせて実施される場合が多い。いずれも人・家に関して表彰すべき対象であり、三子は実際に生家まで役人が見分して確認している。また、宗門改など村人が集合する場で、実体者・孝子を表彰する意義も大きい。

二では、まず天草郡の宗門改について、文化一〇年の島原藩預から長崎代官支配への変更前後と二期に分け、宗門改制度に影響を与えた文化二年天草崩の概要を述べた。つぎに、長崎代官支配変更への対応として、代踏禁止の徹底、賄の詳細な指示、一〇年分の家数人数帳の提出等をあきらかにした。そして、村における宗門改の実態を二期に分け、廻村前後の作業(宗門帳の作成、他村踏の差紙)、廻村役人の賄について概観した。いずれも、実体者・孝子の表彰、御普請所見分、百姓出入申立の禁止通達など目的以外の見分も組み込まれていた。また、踏絵と病人改、代踏における役人と村人の位置や行動を追い、あくまでも本人が踏絵を行い、それを役人が確認することを徹底したことが判明した。その上で、明治期の踏絵の記憶は、ほぼ一九世紀前期と一致するが、役人の厳しい監視や脅しなどの村人側の視点が登場す

ることになる。

以上から、武士・役人の見分・廻村の意義は、①村の生産・信仰・困窮などの把握、②公儀・藩の施策・触の徹底、③実体者・孝子や三子、踏絵をする村人などの表彰、改める対象としての本人把握、④表彰される村人や模範行動の周知、があげられる。

しかし、①村の実態把握は、支配替の際の村明細帳の提出や、慶応四年天草で作成された「風土行事書上帳」など、村から役所への提出でも可能である⁽⁴⁶⁾。天草崩の取り調べにおいても、村役人によるもの、富岡役所への呼び出し、奉行の廻村など多様である。この役人の見分・廻村とは反対に、村役人・村人が武士・役人の所在地へ行く、富岡役所への出勤、出頭などがある。上田宜珍の場合、「出勤録」等で記録されており全容が判明する⁽⁴⁷⁾。享和四〜文化一二年（文化三・四年欠年）の一〇年間の内、宜珍は富岡を中心に年平均八九日出勤している（庄屋見習の息子順一郎も一部含む）。最大は文化七年一七〇日であり、これは伊能忠敬の測量の御用として薩摩へ出張し、伊能の付添として郡中を廻村した一五〇日のためである。年間三五六日のほぼ半分も在村していない。つぎに、前稿で指摘した文化二年一六三日は、天草崩に関する宗門一件御用である⁽⁴⁸⁾。続いて文化八年一三〇日は、牛深詰普請役の俵物調査のための郡中廻浦付廻と庄屋中帯刀願一件の島原行である⁽⁴⁹⁾。文化五年の八七日も、熊本藩の地理見分への付添があった。また、文化一〇年の長崎代官への支配交替の際も九六日と多いが、その後、文化一二年三三日、文化一二年一四日と急減する。一〇〇日を超える出勤は、いずれも天草崩、伊能忠敬や役人の廻村付

廻であり宜珍の特殊事例ともいえ、庄屋個人の能力によるものと考えらる。それ以外の出勤は、御普請所の下知、年頭御礼、異船方出精の褒賞、高浜・今富・崎津・亀川村の一件・内済などの役人関係、郡中寄合、組割などの郡中関係と分けることができる。

このように見分・廻村と出勤を比較すると、①〜④は役人が村役人や村人と接触し人・村・地域を直接把握する必要性のある案件といえる。一方で、役人の見分・廻村は、休泊・村役人の付き添い、人馬提供など村の負担を増加させるものである。一で述べたように、その負担を抑制する幕府・藩の方針も出されており、村の実態把握は、同時に村の生産・生活に負荷をかけず行うべきものであったといえる。

追記 史料の閲覧に際して株式会社上田陶石、田崎義克所長、田中光徳氏には御高配を賜った。ここに記して感謝申し上げたい。なお本稿は二〇二三年度JSPS科研費19H00540「公儀触による両領国（徳川・国持外様）体制の最終検証と触研究への情報提供あり方研究」（研究代表者山田洋一）の研究成果の一部である。

（二〇二三年一〇月二日受理）
（ひがし のぼる 文学部教授）

- (1) 天草郡高浜村の主要な史料上田家文書は、庄屋家の子孫にあたる株式会社上田陶石（熊本県天草市）が所蔵する。なお文書目録は天草町教育委員会編『天草町上田家文書目録』（一九九六年）がある。以下、上田家文書を引用する場合には文書番号を記す。
- (2) 高野信治「藩領社会の人々とくらし——大村藩『鄉村記』の分析を中心に」『九州文化史研究所紀要』五八、二〇一五年、九八～九九頁（再収『藩領社会と武士意識』二〇二三年、思文閣）。
- (3) 例えば、土砂留の場合、水本邦彦「土砂留め奉行の廻村日記」（同『土砂留め奉行 河川災害から地域を守る』二〇二二年、吉川弘文館）。
- (4) 筑紫敏夫「寛政改革における幕府の房総廻村について」『研究報告（人文）（千葉県立中央博物館）』五一―、一九九七年、六四頁。
- (5) 安高啓明『踏絵を踏んだキリシタン』吉川弘文館、二〇一八年、一七五～一八九頁。安高啓明『近世天草の支配体制と郡中社会』上天草市、二〇二二年、二九五～三一六頁。
- (6) 平田豊弘「代官所役人の廻村について」『天領天草大庄屋木山家文書 御用触写帳』二、本渡市教育委員会、一九九七年、一～六頁。
- (7) 日記の内、寛政二～四年分は檜垣文庫二〇七―三二・三三、一二五―一八、九州大学附属図書館所蔵。寛政五～文化二五年分は上田家文書六一―二二、追二、本文の翻刻は『天草郡高浜村庄屋 上田宜珍日記』全二〇巻、天草町教育委員会、一九八五～一九九八年。本文中に記載のない年月日史料の出版は、上田宜珍日記であり、各年の該当月日を参照いただきたい。
- (8) 『天領天草大庄屋木山家文書 御用触写帳』一～七、一九九七～二〇〇二年。
- (9) 前掲、安高啓明『近世天草の支配体制と郡中社会』二九七頁。
- (10) 田方見分廻村につき村継人馬先触、『天領天草大庄屋木山家文書 御用触写帳』一、一九九七年、九六頁。
- (11) 上田家文書三一―一九「御用書留帳」。
- (12) 大橋幸泰『潜伏キリシタン』講談社、二〇一四年、二〇七～一〇九頁。
- (13) 菅原憲二氏は、この寛政改革期の村入用に関した幕法について、効果は一時的なものであったと指摘している（同「村入用帳の成立——近世村入用の研究・序説」京都大学近世史研究会編『論集 近世史研究』一九七六年、六一頁）。
- (14) 上田家文書三一―一九「御用書留帳」。
- (15) 東昇「近世後期天草郡高浜村における村民褒賞と文書群の形成」『京都府立大学学術報告（人文）』七一、二〇一九年、二二六～二二七頁。
- (16) 宜芝秀「御救」から「御備」へ——松平定信「寛政の改革」にみられる社会安定策」『日本思想史研究』四四、二〇一二年、三五頁。
- (17) 平野哲也「寛政八年百姓相続方仕法と村社会——質地請戻をめぐる幕府法と在地慣行——」『近世地域社会論——幕領天草の大庄屋・地役人と百姓相続——』岩田書院、一九九九年、二五二～二五六頁。
- (18) 角田政治『上田宜珍伝』附録、一九四〇年、一一頁。
- (19) 『天領天草大庄屋木山家文書 御用触写帳』一、二六三～二六四頁。
- (20) 『天領天草大庄屋木山家文書 御用触写帳』一、一六七頁。
- (21) 松田唯雄『天草近代年譜』みくに社、一九四七年、二二九頁。
- (22) 前掲、東昇「近世後期天草郡高浜村における村民褒賞と文書群の

形成」二二四～二二五頁。

(23)この助七打崩シ一件は老中駕籠訴が行われていた。前掲、平野哲也「寛政八年百姓相続方仕法と村社会——質地請戻をめぐる幕府法と在地慣行——」二五一頁。

(24)前掲、安高啓明『踏絵を踏んだキリシタン』一七五～一八九頁。安高啓明『近世天草の支配体制と郡中社会』二九五～三二六頁。

(25)天草古文書会編『天草古記録集三 肥後国天草郡八代郡地方演説書』一九八一年、三八～四一頁。

(26)前掲、安高啓明『踏絵を踏んだキリシタン』一四二～一四三頁。

(27)但書には、上田源作は文政一二年に死去し当時大庄屋格のものはないとある(『天草古記録集三 肥後国天草郡八代郡地方演説書』四〇頁)。

(28)『天草古記録集三 肥後国天草郡八代郡地方演説書』四〇～四一頁。

(29)「天草崩」の詳細な経緯については、平田正範氏の研究に詳しい。

(同)『天草かくれキリシタン・宗門心得違い始末』浜崎献作編、サンタ・マリア館、二〇〇一年)。

(30)H・チーリスク、太田淑子編『日本史小百科 キリシタン』東京堂出版、一九九九年。

(31)この決定には、当時天草郡を預かっていた島原藩が、大量処罰者を出して百姓一揆の誘発を防ぐという意向が働いたといわれている(大橋幸泰「キリシタン民衆の結合意識——文化期肥後天草における天草崩・村方騒動を素材として——」『民衆史研究』三八、一九八九年(再収『キリシタン民衆史の研究』東京堂出版、二〇〇一年)。

(32)前掲、平田正範『天草かくれキリシタン・宗門心得違い始末』一九三～一九五頁。

(33)東昇「文化二年「天草崩」と宗門改帳——肥後国天草郡崎津村文書を中心に——」『京都府立大学学術報告(人文・社会)』六〇、二〇〇八年、六九～八四頁。

(34)『天領天草大庄屋木山家文書 御用触写帳』一、一一一～一一四頁。

(35)『天領天草大庄屋木山家文書 御用触写帳』四、一九九九年、一二～一四頁。

(36)上田家文書三—三四「御用書留帳」。

(37)『天領天草大庄屋木山家文書 御用触写帳』二、二九四～二九五頁。

(38)『天領天草大庄屋木山家文書 御用触写帳』一、三二四～三三五頁。上田家文書三—二六「御用書留帳」。

(39)常介は上田常介とも記され同族の可能性もあるが、皿山居住以外詳細は不明である。

(40)文化一二年「宗門御改踏絵帳」(上田家文書七—三二)には持高記載がなく、文化一五年「宗門御改踏絵帳」(上田家文書七—三三)には記載されているため、この文化一三年から記載された可能性が高い。天保五年正月二九日の触には、宗門帳の持高書き入れは、村方に

て程よく取り計らうよう、役所では突き合わせかねるとある(『天領天草大庄屋木山家文書 御用触写帳』四、二〇八頁)。

(41)前掲、大橋幸泰「キリシタン民衆の結合意識——文化期肥後天草における天草崩・村方騒動を素材として——」二二四～二三五頁。

(42)上田家文書三—三四「御用書留帳」。

- (43) 『天領天草大庄屋木山家文書 御用触写帳』一、二四五頁。
- (44) 五月五日の宗門改役人の触にも同様の指示がある（『天領天草大庄屋木山家文書 御用触写帳』一、二五一頁）。
- (45) 「フェリエ神父の報告書」（竹柴明治「崎津教会神父ノート」『あまくさの民俗と伝承』五〇七、一九八二〜八七年、東昇編『崎津・今富の集落調査報告書 史料編』天草市教育委員会、二〇一三年、一三九頁）。
- (46) 東昇「近世近代移行期の天草郡における村明細史料と地域情報」『京都府立大学学術報告（人文）』六九、二〇一七年、一六五〜一六七頁。
- (47) 上田家文書六一八五「出勤日記録」「出勤録」。
- (48) 東昇「近世村落行政における地域情報と庄屋日記——肥後国天草郡高浜村上田家を事例に——」松原弘宣・水本邦彦編『日本史における情報伝達』創風社出版、二〇一二年、二一六〜二一七頁（再収『近世の村と地域情報』六六〜六七頁）。
- (49) 『天領天草大庄屋木山家文書 御用触写帳』二、二二五〜二三五頁。